



平成18年8月10日

各位

会社名 株式会社 テンアートニ
代表者名 代表取締役社長 喜多伸夫
(コード番号 3744 東証 マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 三小田 良次
(TEL. 03 - 5298 - 2855)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月10日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年8月28日開催予定の臨時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の業務実態に企業イメージを合わせるため、現行定款第1条(商号)に定める当社の商号を変更するものであります。また、商号変更の効力発生日を明確にするため、経過措置として「附則第2条」を新設することとし、定款第1条の変更は平成18年11月6日をもって効力を生ずるものとします。なお、本附則第2条は効力発生日経過後これを削ることとします。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (ア) 会社法第326条第2項の規定により、当社に設置する機関を定めるため、定款第4条に機関の規定を新設するとともに、会計監査人が会社の機関となったことに伴い、現行定款第5章の次に第6章(会計監査人)を新設し、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
 - (イ) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、定款第7条に株券の発行の規定を新設するものであります。
 - (ウ) 会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い、株主総会参考書類等を当社のホームページへ開示した場合には、一定事項を除き、書面での提供を省略することができるよう、定款第13条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。
 - (エ) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第24条第2項に取締役会の決議の省略の規定を新設するものであります。
 - (オ) その他関連する規定について、条文の新設又は削除、字句の修正を行うものであります。
- (3) 上記の変更、新設に伴い、一部章数及び条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>テンアートニ</u>と称し、英文では、<u>10art-ni Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数は、150,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受け</u>ることができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>サイオステクノロジー株式会社</u>と称し、英文では、<u>SIOS Technology, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式の総数は、150,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得すること</u>ができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類及び株式の<u>名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(端株主の権利)</p> <p>第10条 <u>端株主は、利益配当金及び中間配当を受ける権利、株式転換請求権、並びに新株、新株予約権、新株予約権付社債を引き受ける権利を有する。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 (条文省略) (決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略) (議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 (条文省略) (選任方法) 第17条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり) (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 (現行どおり) (選任方法) 第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会はその決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</u> (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第27条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第28条 (条文省略) 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (条文省略) (監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 (条文省略) (監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (条文省略) (報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第29条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり) (監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 (現行どおり) (監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(任期)
第6章 執行役員 (執行役員及び定員)	第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
第36条 (条文省略) (選任及び任務)	2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第37条 (条文省略) (任期)	第7章 執行役員 (執行役員及び定員)
第38条 (条文省略)	第40条 (現行どおり) (選任及び任務)
第7章 計 算 (営業年度及び決算期)	第41条 (現行どおり) (任期)
第39条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>	第42条 (現行どおり)
(利益配当金)	第8章 計 算 (事業年度)
第40条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。	第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
(中間配当)	(期末配当の基準日)
第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。	第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
(配当金の除斥期間)	(中間配当の基準日)
第42条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
(附則)	(配当財産の除斥期間)
第1条 (条文省略) (新 設)	第46条 配当財産は、交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。
	(附則)
	第1条 (現行どおり)
	第2条 <u>定款第1条については平成18年11月6日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は定款第1条の効力発生日経過後これを削ることとする。</u>

なお、当社は11月6日付けで商号を「サイオステクノロジー株式会社」に変更いたします。

以上